

体育・保健

1. 今回改訂の概要・要点

1999年世界学校体育サミットが開催された。学校教育の中で体育の比重が軽視されていることが各国共通の課題であり、時間数確保を目指しての今後の取り組みが確認された。そんな中、日本では高校教育で唯一、必修である保健体育科の存在意義をきちんと討議することなく、闇雲に体力論だけでその存在をあぶり出そうとしている。その先に健康問題を自己責任に帰着させ、身体を鍛えさせることで医療費や福祉の経費を削減させたいとの意図がかみ合い、今回の改訂においても高校、体育・保健を必修とし、7～8時間を確保した。

教科の目標において、「生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」との言葉が入り込んだ。またこれ以外にも「知識を深める」や「参画」が書き加えられ、新たな視点が盛り込まれた。この言葉をそのまま受け取れば、青年たちは、社会に出たときに市民スポーツの主人公になるべきだ、と読み取れる。しかしそのための権利や、条件整備を進める国の責任は明確に語られておらず、また社会スポーツの担い手になるための基礎教養を青年たちにつけるすべもなく、「将来において健康を維持するために体力を高める」ために、スポーツに関わり続けられる「力」を射程に置いたことは事実であり、その中で「一生涯、関わり続けられるスポーツを見つける」ことが重要なのだそうだ。この思想の底流には「健康の保持増進の自己責任」と「体力向上」が潜み、相も変わらず、「健康」を国民の意欲や興味に押しつけようとしている。実際にこのような押しつけや態度主義で、青年たちは生涯にわたってスポーツに親しむのか疑問であるが、学校体育で「社会スポーツへの橋渡しをした」とのアリバイづくり的な意味を含んでいる臭いがする。新たな言葉の意図を吟味する必要がある。

全体に流れる道徳教育の押しつけや、教育基本法改悪による日本の伝統文化の押しつけなど、非科学的で、高圧的な「こころ」と「態度」の押しつけの問題は、体育では以前と比較し、そんなに変化が見られない。それはつまり、いつの時代も体育は、その任を担っていたということで、すでに染み着いている「態度」と「こころ」で青年たちを縛る教育内容（とはいえない代物だけど）は、なんら変わらないということである。武道の知識・思考・判断の解説では「伝統的な『考え方』（・・・理解し）」が明記された。その『考え方』とは「克己の心や道を追求するといった考え方など、我が国固有の文化である武道」と解説がなされ、技術や科学、事実を元に考え出されたものではなく、まさに戦前、考えることなど本当は要求せず、わけがわからないことを教え込むことで思考を停止させていた様子を復活させている。

内容の取り扱いでは、「A体づくり運動」と「H体育理論」の全学年必修は変わらない。それ以外については、これまでは、1・2年次は6領域から3または4を、3年次は2～4の選択だったのが、新要領では、1年次には（中3とのつながりもあり）器械・陸上・水泳・ダンスの中から1以上を、球技・武道から1以上を選択、2・3年次には、6領域から2以上を選択となった。前回改訂よりも柔軟になり、8つの領域から選び取り一種目を深く学ぼうとすれば、できなくもない形になっている。また武道やダンスについても選択しなくてもすむ形を取っている。しかし「希望する生徒に対して、武道の学習機会が確保されるように工夫が必要」であると記述しており、実際の取り扱いがどうなるかは行政の指導を通じてということになるが、要領の文面からだけ言えば、選択幅は広がった（少ない種目だけでもよくなった）印象が強い。目標の「少なくとも一つのスポーツに・・・」というのと連動しているのだろうか。

しかし、この取り扱い方は下手をすると、高校時代に経験しない種目が数多くでてくる可能性もある。教育予算が削られる中で現場の工夫だけで乗り越えられる問題ではない。

体育理論については今回も必修とされ、各学年で6単元時間の確保を求められている。スポーツの技

術、戦術、ルールの変化やオリンピックムーブメントやドーピングを学ぶ内容として示しており、前回よりも一歩踏み込んだ内容となっている。私たちの切り取り方によっては平和や人権を、スポーツの中に込めて青年たちのヒューマニティーに刻み込める授業ができる可能性がある。

保健においては前回改訂とほとんど何も変わりなく、やはり自分の健康は自分で守るのだよとのパターンリズムに陥ったお節介と高圧的な姿勢を崩さず、憲法25条に示されている「すべての国民は健康で、文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならない」との国家の義務を放棄し、青年たちに「心構え」だけを提示し、自らの健康が権利だということからほど遠い内容を教えるようにしている。派遣労働者が「一生懸命働いている」にも関わらず首切りされ、生活が成り立たなくなってもなお「自分のせいだ」と思いこませる教育を改めようとはしてはいない。

2. 改訂の問題点、批判的検討のポイント

現在の状況に対応するといいいながら結局、何も変わっていないところが問題である。国や体制に都合のいいように身体を加工され、自分の責任で健康を維持し、自己責任でスポーツの経験を生涯続けなさいというお節介が混ざり込み、体育教師は訳の分からないままその役割を担う。現行の学習指導要領では、高校で唯一必修である理由も結局のところ、体力づくりと、態度づくりに収斂されていくところに大きな問題がある。

この策定に関わった研究者たちは、体育科教育の存在意義を、体力論だけとの限界を乗り越えるために「わかる」とか「技能」に重きをおき体育における学力を求め、そのための時間数確保に動いていたという。つまり本指導要領の「おもて」にはでてこないが、体育の授業を進めるに当たり、身体を鍛えるとの言説から離れ、体育・スポーツの文化的側面を重視し、「わかる」を核にスポーツに潜む技能に、どのように取り組み、学力として培わせるか、実践の積み重ねが求められている。

中学校の改訂で、それまで1年必修、2年3年は選択科目として、できないものはできるものを選べばいいといった、自己責任論にのった「すべて」や「みんな」が「できる」ことを無視した体制だったものが、1年2年生では必修化し、3年のみの選択へと、少しながらも改善された。しかし中学からつながる高校の3年間は、変わらず、自分の興味関心で教材を選び、できないものは放っておいてよいといった、現場の教員にすれば「楽」ができるのだが、でも体育の存在をおとしめているシステムを続けざるを得なくなっている。学校体育の仕上げの時期でもあるこの3年間に、得意なスポーツをせめてひとつはつくり、生涯スポーツにつなげるという安易な発想は、結局のところ、「どうすれば」とか「どんな方法」を、といった主体が考察を繰り返し、間違いを乗り越えながら到達するであろう社会の主人公につながるはずもない。「参画」との今回新しく入った言葉の意味をきちんと吟味しなければならない。

スポーツ状況だけではないが、環境も含め条件やシステムが悪化し、どんどん青年たちからスポーツをする場面が奪われていく中、また格差社会が当たり前に語られる今、どんな体育の学力が必要か提示しなければならない。それを理論として組み替える努力を現場教師は、またもや自力でするしかないのだろうか。

道徳教育の強化に見られる今回の改訂の流れは、体育にも忍び寄り、結局、正義を誘導と強制で子ども・青年に迫り、心構えで、なんとかかするという、非科学的で狂信的な指導を求めている。

技能は科学で成り立ち、先達たちの取り組みと苦労により創られた文化を学ぶ。私たち民主的な体育教師はそのことを自覚しなければならない。

3. 教育課程づくり、教育内容の民主的編成の観点と教育実践の課題

体育における民主的・自主的な教育課程の構築は、その土台に子ども・青年の変容に確信が持てる実践を積み重ねることから始めたい。体力論を乗り越えるために必要なことは、生徒たちが「技術」や「戦術」を媒介につながり、その上で、彼らの学びが豊かになっていく事実である。

一方、その青年たちの生活がどこから始まっているのかを措定することも必要となる。「どこから」というのには二つの意味があり、ひとつは、彼らの抱える課題がどこから出発しているのかという問題である。青年期を生きる彼らの困難さを彼らのせいにはせず、構造的に把握するための私たちの視線でもある。またもうひとつでは、社会、政治、経済状況などの彼らの生活につながる社会のどこに彼らの問題が起こる要因があるのかをみつめるための「どこか」である。

この両者を吟味しながら、彼らの変容に確信を持てる体育、保健の授業を、学校全体のカリキュラムに変えていくことが求められている。

2008年3月に廃校させられた埼玉県立浦和商業高校定時制では、目の前の青年たちの変容に確信を持った教師たちで教育課程の自主編成を行っていた。彼らを可能態と捉え、教育課程こそが彼らを育てる計画だとの自覚で、青年の状況を語り、こんな大人になってもらいたいと夢を語り、高校でつけてもらいたい「8つの力」をつくりあげた。その力を各教科で切り取り、授業づくりを進めた。またその内容は「公開授業研究会」として毎年生徒とともに実行委員会をつくり、保護者や地域や研究者に公開し、議論し続けていた。

まずは子ども青年に寄り添いながら教育の計画を創ろう。私たちの夢は子どもが幸せになることである。

以下、参考資料「8つの力」

生徒につけてもらいたい「8つの力」

1. 自分を表現する力
2. 他者認識と自己認識ができる力
3. 主権者として活動できる力
4. 労働をするための主体者像を確立できる力
5. 生活主体者としての力
6. 文化を享受できる力
7. 『世界』を読みとる力
8. 真理を探究する力